

第二八回

参第六号

著作権法の一部を改正する法律（案）

著作権法（明治三十二年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三十七条中「五十円以上五百円以下ノ罰金」を「二年以下ノ懲役又八五万円以下ノ罰金」に改める。

第三十八条中「三十円以上三百円以下ノ罰金」を「五万円以下ノ罰金」に改める。

第三十九条中「百円以下ノ罰金」を「一万円以下ノ罰金」に改める。

第四十条中「三十円以上五百円以下ノ罰金」を「一年以下ノ懲役又八三万円以下ノ罰金」に改める。

第四十二条中「百円以下ノ罰金」を「一万円以下ノ罰金」に改める。

第四十五条を次のように改める。

第四十五条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ第三十七条乃至第四十条又ハ第四十二条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ各本条ノ罰金刑ヲ科ス
前項ノ場合ニ於テ当該行為者ニ対シテ為シタル前条ノ告訴又ハ其ノ取消ハ其ノ法人又ハ人ニ対シテモ効力ヲ生ジ其ノ法人又ハ人ニ対シテ為シタル告訴又ハ其ノ取消ハ当該行為者ニ対シテモ効力ヲ生ズルモノトス

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

著作権保護の目的を達成するため、著作権法の罰則を強化する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。